

目次

日本共産黨檢舉二月事件	一頁
選舉鬭爭（ギラ撤キ）狀況	六
檢舉狀況	一三
新和歌浦並ニ螢ヶ池事件	一九
イ、新和歌浦事件	一九
ロ、螢ヶ池事件	二三
武器使用	二九
技術部活動狀況	三四
イ、金策	三六
ロ、印刷局	三九

日本共産黨檢舉二月事件

大阪府特高課長 田中省吾

昭和五年二月日本共産黨ノ一大檢舉ヲ斷行シタガ、本事件ハ幾ノ  
 三・一五、四・一六事件檢舉ニ比シ當府トシテハ種々ナ點ニ於テ異ツ  
 テキル。即チ、(一)三・一五、四・一六事件等ノ如ク一齊檢舉ノ方法ニ  
 ヨラズシテ、當府ガ檢舉ノ「トップ」ヲ切ツタコト、(二)黨中央部ガ當  
 府ヲ中心ニ關西地方ニアツタ、メ、關係府縣ノ檢舉上ニ重大ナル鑑ヲ  
 遺ツテキタコト、(三)黨員ニ對スル革命的訓練ハ三・一五、四・一六事  
 件ノ比テハナク、其行動ガ露骨デアリ兇器ヲ持シテ檢舉ニ對抗シタコ  
 ト、(四)特ニ新和歌浦ニ於ケル中央部田中清玄ノ離家ヲ鑑ツタ時、特高  
 課總知書部以下二名ノ尊イ犠牲者ヲ出シタ事、等デアル。現ニ五十  
 三名ノ起訴者ヲ見タガ、之等ノ檢舉並ニ取調ガ都如何ニ困難デアツタ  
 カハ前記所載ノ「日本共産黨ノ非法技術ニ就テ」ヲ見テモ其ノ一斑  
 ヲ窺知シ得ラレル。事件ノ内容ハ今尙新聞記事掲載禁止中デアルガ、